

令和3年9月9日
千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態措置を実施すべき期間の延長について

令和3年9月9日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部長は、緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間を9月30日まで延長し、実施すべき区域として千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、8月17日に決定した県における対策を実施する期間を9月30日まで延長することとします。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び近隣都県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 緊急事態措置の期間

「令和3年8月2日（月）から9月12日（日）まで」を

「令和3年8月2日（月）から9月30日（木）まで」に変更

2 緊急事態措置の内容

変更なし

3 その他

基本的対処方針の変更を踏まえ、県民の皆様への要請について表現を一部変更

「デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること」を

「デルタ株により、依然として多くの感染が発生していること等を踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること」に変更